

富津市空家バンクを活用した移住・定住促進活動に関する協定書

富津市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「乙」という。）は、空家バンクを活用した富津市における移住・定住促進のための活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が連携・協力し、市外居住者等に対して富津市空家バンク実施要綱（令和元年富津市告示第10号。以下「要綱」という。）第2条に規定する空家（以下「空家」という。）を活用することにより、富津市への移住・定住を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「空家の仲介」とは、甲に空家バンクへの登録を申し込んだ者（以下「物件登録者」という。）が所有する空家について、その利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）との売買、賃貸等の契約の代理又は媒介を行うことをいう。

（甲の役割）

- 第3条 甲は、空家バンクの活用により富津市内における空家の有効活用を促すことで移住・定住を促進し、地域の活性化を図るものとする。
- 2 甲は、富津市ウェブサイトへの掲載等の方法により、富津市空家バンクの周知を図るものとする。
 - 3 甲は、要綱第6条の規定により物件登録者から空家の仲介の希望があった場合は、乙に対し、協力を依頼するものとする。
 - 4 甲は、要綱第11条の規定による交渉申込みがあったときは、速やかに当該物件登録者及び乙に通知するものとする。
 - 5 甲は、物件登録者又は利用希望者から空家の有効活用等に関する相談等があったときは、当該相談内容を乙に提供するものとする。

（乙の役割）

- 第4条 乙は、前条第3項の規定により甲から空家の仲介に係る協力の依頼があったときは、当該物件登録者への連絡、当該空家に係る状況調査及び空家バンクへの登録に関する助言等を行い、空家の仲介を行うものとする。
- 2 乙は、前条第4項の規定により甲から通知があったときは、当該物件登録者とともに速やかに当該利用希望者と交渉を行うものとする。
 - 3 乙は、前条第5項の規定により甲から相談内容の提供があったときは、当該相談者に対し、情報提供に努めるものとする。
 - 4 乙は、甲が行う空家バンクを活用した富津市における移住・定住促進に係る活動に協力するものとする。

(交渉結果等の報告)

第5条 乙は、第3条第3項の規定による依頼があったときは、当該物件登録者と書面で契約を締結するものとし、当該契約締結後、速やかに甲にその旨報告するとともに、当該書面の写しを送付するものとする。

2 乙は、前条第2項に規定する交渉の結果について、速やかに甲に報告するものとする。

(苦情又は紛争の処理)

第6条 この協定に基づく業務に関する苦情又は紛争が発生したときは、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空家の仲介に係る業務に関する事項については、乙の責任において処理するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が終了する日の2箇月前までに、甲乙いずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名・押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年5月29日

甲 千葉県富津市下飯野2443番地
千葉県富津市
富津市長

乙 千葉県木更津市潮浜1丁目17番59号
木更津商工会館4F
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部
支部長